

## 子どもが生まれました

### 出生届

お子さんが生まれましたら、出生の届け出をしてください。

- 届出期間 生まれた日を含め14日以内  
(14日目が、土日・祝日の場合はその翌開庁日まで)
- 必要なもの 医師等が証明した出生証明書付きの出生届、届出人の署名、母子健康手帳



● 問い合わせ窓口 ● 住民課 ☎ 247-1333 (直通)

○役場で行う主な手続き

	提出期限	窓口	必要なもの
子ども医療費助成	出生後30日以内	福祉課	お子さんの健康保険証、申請者の口座番号がわかるもの、申請者の本人確認書類 ※30日を過ぎると、遡って助成が受けられません。
児童手当	出生の翌日から15日以内	子ども安心課	申請者の口座番号がわかるもの、申請者および配偶者のマイナンバーが確認できるもの、届出者の本人確認書類（その他必要に応じて提出する書類があります） ※15日を過ぎると、遡って手当の支給ができません。
予防接種ガイド		健康推進課	母子健康手帳

### 児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童を養育している方に手当を支給します。なお、公務員の方は、勤務先で認定請求してください。

- 手当の対象 町内に住所を有し中学校修了前の児童を養育している方（海外に留学している場合は一定の要件を満たせば可）
- 手当の額（月額）
 

所得制限限度額未満の養育者	
・ 3歳未満	15,000円
・ 3歳以上小学校修了前(第1・2子)	10,000円
・ 3歳以上小学校修了前(第3子以降)	15,000円
・ 中学生	10,000円
所得制限限度額以上の養育者	
・ 中学校終了前(一律)	5,000円
所得上限限度額以上の養育者	支給なし

